

海外社会保障カレント・トピックス (16)

1985年1月～3月

厚生省大臣官房国際課

はじめに

今回は欧米諸国において行われつつある社会保障の見直しの動向を中心として報告する。

イギリスからは、英国保健社会保障省の発表した保険事業84年年次報告書、生活保護制度の見直しが行われていること、社会保障法案が発表したこと、英国医師会が家庭医の業務拡大の提案を行ったことを紹介する。

西ドイツからは、年金及び失業保険の保険料を改訂するとともに給付の改正を行ったが依然として問題が残されていることを紹介する。

フランスからは、家族手当を簡素化する法案が提出され、1985年1月から施行させたことを紹介する。

最後にカナダからは、児童及び高齢者への給付の見直しに関するデスクッションペーパーが発表され、児童給付については具体的な提案が行われたことを紹介する。

A イギリス

1 英国保健事業84年年次報告書の発表

英国保健社会保障省は、英国保健事業1984年年次報告書を発表した。

同報告書の巻頭でファウラー保健社会保障大臣は、公共支出カットの下でNHSサービスが低下しているのではないかとの批判を意識しながら、以下の点を強調した。

- ① 過去5年間（保守党の政権の下で）にヘルスサービスの実質的改善があった。
- ② 今後とも、老人増加、医療技術の進歩、薬物乱用等の社会問題を踏まえながら、サービスの向上に努めるが、この際費用効果に十分配慮しなければならない。
- ③ 各個人個人の健康管理が重要である。
 - ① NHSの事業費用は、78年度の65億ポンドから83年度の130億ポンドに倍増した（各国で年16.6%、実質で7.1%の伸び）。
 - ② 入院、外来ともサービスを受けた患者が増加した。
 - ③ 周産期死亡率が激減した。
 - ④ 老人、障害者等に関して退院が促進

される一方コミュニティケアが充実させられた。

⑤ 管理体制の強化が行われた。

2 生活保護制度の見直し

社会保障制度の抜本的見直しの一環として、生活保護制度（所得補足給付制度）の見直しが行われている。現在までの検討の方向は次のとおり。

① 暖房費、食費、家具費等の単品支給制度の廃止

② 19歳未満の者に対する給付の廃止

これらの改革の目的は、行政経費の節約とともに真に必要な者への給付の重点化である。節約見込み額は、7億ポンド（210億円）で、これを給付の上積み又は国庫支出の削減に充てることを考えている。

3 家庭医の業務拡大の提案

英国医師会は、NHSの効率化と患者サービスの向上の見地から、従来まで病院業務とされていた業務の一部を家庭医へ移すことなど家庭医の業務拡大を行うべきであるという報告を発表した。報告において、家庭医へ移すべきとしている業務として

① 地区病院で行われる簡単な手術

② 児童保健

③ 血圧診断

が挙げられている。

4 社会保障法案の発表

中途転職者に対する企業年金権の保護を中心とする社会保障法案（Social Security Bill）が発表された。

現行法では、各企業年金基金は5年以上加入した26歳以上の被用者が中途転職した場合、その者が退職年齢に達したときに年金を支払わなければならないが、その額は、転職時点の水準に据え置かれるのに対し、この法案では、26歳以上という年齢制限を撤廃するとともに元の企業年金基金に止まっている年金額を毎年の卸売物価上昇率又は5%のいずれか低い率に連動して引き上げることとしている。また、元の企業年金基金に権利を残しておくことを希望しない者には、移管金を得て転職先の企業年金基金に新たに加入するか、生命保険会社の運営する年金（Annuity）又はその他の特定タイプの年金に加入する途が開かれることとなる。

同法案は、1986年1月以降の転職について適用すること、年金額のスライドは、1985年1月以降の年金について行われるので、法案の効果が本格的に現れるのは21世紀になってからとなる。中途転職者への選択枝の1つである特定タイプの年金に関しては、関係方面から意見を聴取して保健社会保障省が現在検討作業を進めているところである。

また、同法案は、企業年金被保険者保護の一環として、被保険者等に対する情報提供、企業年金基金の登録制の導入等を盛り込んでいる。

B 西ドイツ

年金及び失業保険の改革

連邦政府の決定した1985年からの年金及

び失業保険制度の改革は次のとおりである。

① 保険料の改正

- i) 年金保険の保険料率を0.2%引き上げる。(18.5%→18.7%)
- ii) 失業保険の保険料率を0.2%引き下げる。(4.6%→4.4%)

これにより、全体として社会保険料負担は据え置く。

② 給付の改正

- i) 年金額を平均1.07%引き上げる。
- ii) 1986年から子供を養育する婦人の年金を改善するため、算定基礎となる期間を1子につき1年ずつ加算することとする。(これに要する費用として1989年までに25億マルクの財源が必要とされるが、それは国庫負担とされた。)
- iii) 50歳以上の失業者について、失業手当の支給される期間を半年延長する。
- iv) 寡婦(夫)年金の規定を整備し直す。

しかしながら、この改正は、失業保険財政に過大な負担を強いる結果をもたらし、1985年には、約6億マルクの穴があくことが予想されている。

また、年金財政についても、0.2%の保険料引き上げだけでは、財政を長期にわたって安定させるのに十分でなく、今後の賃金動向などの経済状況の推移によっては数十億マルクの赤字がでるのではないかとこの予測もなされている。

C フランス

家族手当の簡素化

第九次経済社会文化発展計画の優先執行事業(Programme Prioritaire d'excution)ともなっている家族手当の簡素化に関する法律案が1984年10月国会に提出された。この法律案は、1984年7月に反対が強いため見送りになっていたものを今回提出するものである。

同法案の中で重要な改正点は、

- ①乳幼児手当 (l' allocation au jeune enfant)
- ②父母養育手当 (l' allocation parentale d' education)

の創設である。

乳幼児手当は、現行の出産前手当 (l' allocation prenatale 妊婦健康診査に連結させて出産前3回に分けて支給) 出産後手当 (l' allocation postnatale 乳児健康診査に連結させて出産後3回に分けて支給) 補足家族手当^{CEI} (le complement familial 3歳未満の子供が最低1人いるか、あるいは子供が3人以上いる家庭であって収入が一定額以下の家庭に支給) に代えて支給しようとするものである。支給額は子供1人につき毎月711.8フランで妊娠3月の終りから出産後6月まで全ての家族に支給される。収入が現行の補足手当の収入制限を超えない場合には、子供が3歳に到達するまで乳幼児手当は継続支給される。また収入がこの上限を超えた場合であっても、同手当の支給が突然打ち切られることがないよう、第2の収入限度額を設けており、これ

を超えない場合は支給額は逡減する仕組みとなっている。

父母養育手当は、3人目の子供が生まれた際（養子も含む。）に仕事を止めた被用者に2年を限度として支給しようとするものであって、仕事を完全に止めた場合には毎月1,000フランが、パートタイムの仕事をする毎月500フランが支給される。これの受給者は、毎年3,400人と見積もられている。

この他、海外県(les department d'autre-mer)においても職業活動の有無にかかわらず家族手当を支給すること（本土では既に1978年からこの職業活動要件は、廃止されている。）が予定されている。

これらのために必要な費用は、次のとおり

乳幼児手当	1,904 百万フラン
父母養育手当	820 百万フラン
海外県における職業活動要件の廃止	100 百万フラン
合 計	2,824 百万フラン

一方これとは逆に廃止が予定されているのは、

- ① 第3子に支給されていた特別手当 (la prime)
- ② 若夫婦に対する貸付（経済的にめぐまれない若者夫婦の立ち上り資金として無利子で貸し付けていたもの）

などである。

1984年7月の同法案の国会提出が見送られた理由は、

- ① 若夫婦に対する貸付を維持すべきである。

- ② 新たな手当に加えて税制及び社会福祉の面からも施策がとられるべきである。

といった意見が出て、調整が必要とされたためである。

このうち、①に対しては、家族手当金庫の貸付に代えて、銀行による貸付制度を創設することで対処することになっている。この場合、収入限度額及び貸付限度額は従来通りとし、利率は6.5%又は7%になる予定である。

また、家族手当金庫から銀行に対して金利差を補てんする資金が流されることとなっている。

②のうち税制面については、住宅改良をした場合の税控除制度が設けられることとなっている。

今回の改正案のうち乳幼児手当はいかなる家庭も現行より不利になることがないことを前提としており、大部分の家庭は、現行と同じ状況、20%の家庭は現行より有利となることを見込まれている。

(注) 今回改正される補足家族手当は、3歳未満の子供が1人以上いる場合支給される手当の方である。

なお、同法案は、12月に国会で可決され、1985年1月から施行された。

D カナダ

児童及び高齢者への給付に関する
カナダ

政府ディスカッションペーパーの発表

カナダ政府は、1月28日「CHILD AND ELDERLY BENEFITS Consultation Paper」と題する社会保障の見直しに関するディスカッションペーパーを発表した。

本ペーパーは、先ず、具体的な提言をするに当たり、政府部内で検討を重ねた結果

- ① 児童給付の中の家族手当、老齢給付の中の老齢年金の二つの制度の基礎は、普遍的給付（所得、資産にかかわらず一定額の給付を行う）にある。
- ② 普遍的給付（ただし、これは被課税給付であるため、課税後の実質給付額は所得増に従い逡減する。）は堅固なものであり侵害されるべきでない。
- ③ 高額所得者層の年金生活者に対し支払われるOAS費用徴収のため同OASに特別付加税を課すことは、現行年金生活者のみならず、近い将来年金生活に入ろうとしている人々にとっても退職後の所得計画を崩壊させることになり、更に在職中節約に意を用いた人々を不当に扱うこととなる。
- ④ 高額所得者家庭に支給される家族手当に対する特別付加税は、現在又は将来子供を養育している又はする予定の家庭にとってそれほど大きな調整又は崩壊を伴うことはないと考えられるので今後の見直しの過程において改革パッケージの一部として考慮の対象から一方的に除外されるべきではない。
- ⑤ 種々の税の所得控除は、現行税制において最も逆行した仕組みとなっているので現行制度の見直しに当たっては

最も綿密な洗い直しを要する。

- ⑥ この見直しの結果生まれるいかなる変更も、社会保障を最も必要とする階層に対する給付改善を目指すものでなくてはならない。
 - ⑦ 見直しによる節減額は、全て社会問題全体の中における他の優先事項に振り向けられるべきである。財政赤字の補てんに使われることがあってはならない。
 - ⑧ 1985-1986年予算においては、社会支出に関する施策のために既に予定されているもの以外には追加的支出は行わない。ただし、社会分野の施策の見直しにより再配分された分についてはこの限りではない。
 - ⑨ 以上の枠組みの中で、政府は、実質給付が増加又は減少する家庭の状態や所得水準、そのような変化が実施する方法、実施時期を含めて、政府は社会政策に関する問題に関連した全ての事項について今後の協議の過程において出される諸提案を検討する用意がある。
- との結論を得て、具体的に児童に関する給付について次の2つのオプションを示した。

	現行	第1案	第2案
家族手当 ¹⁾	31.27	31.27	20ドル/月
扶養子女控除 ²⁾	710	廃止	240ドル
児童税額控除 ³⁾	367 ⁴⁾	595 ⁵⁾	610 ⁶⁾ ドル

注1) 第1子から支給される1子当たりの額、課税対象となる。

- 2) 日本の扶養控除に相当するもの
- 3) 税の還付の形で支給されるのもであるが、税の支払いが児童税額控除額に満たなくても支給され、結果として非課税給付となる。
- 4) 所得制限額26,330ドル。所得が限度額を超えた場合は、超過分100ドルについて5ドル減額される。
- 5) 所得制限額20,500ドル。所得が限度額を超えた場合は、超過分100ドルについて5ドル減額される。
- 6) 所得制限額20,500ドル、所得が限度額を超えた場合には、超過分100ドルについて5ドル減額される。

第1案によって節約される額（税収増となる分を含める。以下同じ。）連邦政府0.8

億ドル、地方政府3.3億ドル、第2案では連邦政府1.3億ドル、地方政府1.5億ドルと見込まれている。

また、現地の新聞は、このディスカッションペーパーの内容について、「Plans for poor would hurt middle-income families」（グローブアンドメール）「P C Change would hit middle class」（ガゼット）

「P C plans would hit middle class」（シチズン）と見出しを出し、いずれも中流階層の実質所得減少の可能性に焦点を当てた論調となっている。

今後、カナダ政府が提起した2つのオプションは、下院委員会での検討に付され、同委員会から報告書が提出され、その内容は、4月の蔵相の予算演説に盛り込まれることが予定されている。